

標準見積書

平成 年 月 日

殿

全国圧接業協同組合連合会
東京都台東区浅草橋3-1-1
TEL:03-5821-3966
FAX:03-5821-3980

下記の通りお見積申し上げます

見積金額

工事名	
施工場所	
工事期間（圧接）	平成 年 月 日～平成 年 月 日
支払条件	工事基本契約書による
施工条件・範囲	別紙「圧接工事 施工条件・範囲リスト」による

（種目別内訳）

項目	摘要	金額
直接工事費計	労務費:000,000円含む	
現場管理費計	法定福利費除く(別枠明示)	
一般管理費計		
調整額		
種目別計(A)		0
法定福利費(B)	社会保険料事業主負担分 (労務費×保険料率:00.00%)	
工事価格計(A)+(B)		0
消費税	5%	0
合計		0

注) 法定福利費は工事費の一部を構成するものであることから消費税の課税対象として取扱う。

圧接工事 科目別内訳書

(単位：円)

直 接 工 事 費						現 場 管 理 費					
名 称		数量	単位	単価	金 額	名 称		数量	単位	単価	金 額
人件費 (労務費)	1. 職長/作業時間(: ~ :)					図面・書類	1. 施工要領書・安全書類				
	2. 技量者(A)/作業時間(: ~ :)						2. 作業標準書(作業手順書)				
	3. 技量者(B)/作業時間(: ~ :)						3. 見積数量調書				
	4. 早出・残業/作業時間(: ~ :)						4. 工事完了報告書				
	5. 夜間/作業時間(: ~ :)										
	6. 休日/作業時間(: ~ :)										
燃料	1. 酸素(JIS K1101)					見本	1. 限度見本				
	2. アセチレン(JIS K1902)										
	3. その他										
機械・消耗品費	1. 専用切断刃(D32用)					検査	1. 品質検査(外観検査・超音波検査)				
	専用切断刃(D38用)										
	専用切断刃(D51用)										
	2. 研削砥石					安全・衛生	1. 安全パトロール				
	3. 熱間押抜刃(D25用)						2. 協力会費(安全協議会費等)				
	熱間押抜刃(D29用)										
	熱間押抜刃(D32用)										
	熱間押抜刃(D35用)										
	熱間押抜刃(D38用)					保険料	1. 保険料(労災上積み保険他)				
	4. 作業保護具・保護眼鏡・手袋										
5. 防火、消火用設備、消火器											
6. 機器管理メンテナンス費					② 現場管理費計						
7. 圧接器・加圧器等の機器償却費					法 定 福 利 費						
運搬	1. 作業車両の駐車場使用料					※法定福利費	1. 健康保険(49.85/1000)				
	2. 作業車両代						2. 介護保険(4.05/1000)				
	3. 作業車付帯経費(ガソリン・軽油・オイル代等)						3. 厚生年金保険(85.60/1000)				
	4. 高速道路料金						4. 児童手当拠出金(1.5/1000)				
							5. 労働保険(雇用保険:10.5/1000)				
圧接作業	1. 施工前試験					③ 法定福利費計					
	2. 鉄筋端部の切り揃え					一 般 管 理 費					
	3. 鉄筋の端面加工					維持管理費	1. 運営管理費等				
	4. 柱筋取付け(D())=()m以上)										
	5. 長尺鉄筋、太径鉄筋の相番作業										
付帯作業 (足場・養生)	1. 鉄筋材の作業場所への配置					④ 一般管理費計					
	2. 圧接作業に使用する足場の架設					そ の 他					
	3. 降雨・降雪時の養生					その他	1. 発電機				
	4. 強風時の養生						2. 必要な場合の作業員宿舎				
	5. その他養生										
片付						別途協議					
① 直接工事費計						⑤ その他計					

特記事項

1. 保証工事費
2. 径違い圧接
3. 柱筋の割増
4. 工法による割増
5. 作業員限定
6. 早出残業／夜間／休日出勤
7. 施工前試験費
8. その他の項目

- 当日1班の出来高が00,000円未満の場合は1回につき00,000円とする。
- 径違いの圧接の場合は太径の施工単価とする。
- ・D25以下の柱筋については4.5m以上5.5m未満は同径圧接単価の5割増しとし、5.5m以上は同径圧接単価の10割増しとする。
- ・D29～D32の柱筋については4m以上5m未満は同径圧接単価の5割増しとし、5m以上は同径圧接の10割増しとする。
- ・D35～D38の柱筋については2.5m以上3.5m未満は同径圧接単価の5割増しとし、3.5m以上は10割増しとする。
- ・逆継ぎ（逆打ち工法等）の柱筋の場合は同径圧接単価の5割増しとする。
- ・上記以外の柱筋については別途協議とする。
- ・先組鉄筋工法の場合は同径圧接単価の5割増し以上とする。
- ・SRC造にスパイラル筋及び閉鎖型を用いる場合は同径圧接単価の5割増し以上とする。
- ・PC工法については5割増しとする。
- ・スタラップにメッシュ筋を使用する場合については5割増しとする。
- ・その他、特殊工法については別途協議とする。
- ・施工前試験等を要する技量者の限定は割増しとする。
- ・早出残業の労務費は2.5割増し、夜間の労務費は5割増しとする。休日稼働の労務費は3.5割増しとする。
- ・保証工事費相当額とする。
- ・別途協議とする。